

令和5年度（2023年度）

監 査 報 告 書

一般会計・特別会計定期監査

（財務・工事）

熊本市監査委員

熊 監 発 第 0 0 0 0 1 2 号

令和6年（2024年）4月24日

熊本市監査委員 藤 山 英 美

熊本市監査委員 井 本 正 広

熊本市監査委員 横 田 健 一

熊本市監査委員 高 島 剛 一

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度（2023年度）の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）します。

目 次

【定期監査（財務）】

1	監査の基準	3
2	監査の種類	3
3	監査の対象	3
4	監査の着眼点	3
5	監査の主な実施内容	3
6	監査の実施場所及び日程	3
7	監査の結果	
	（局別事項）	4
	議会局	4
	会計総室	4
	政策局	4
	総務局	4
	財政局	4
	文化市民局	4
	健康福祉局	4
	こども局	4
	[指摘事項1] 不透明な随意契約について	
	環境局	5
	経済観光局	5
	農水局	5
	都市建設局	5
	都市政策研究所	5
	中央区役所	5
	東区役所	5
	西区役所	6
	南区役所	6
	[指摘事項2] 行政財産の使用に伴う共益費の不適切な減額について	
	北区役所	7
	消防局	7
	教育委員会事務局	7
	[指摘事項3] 不適切な印刷機の賃貸借契約について	
	監査事務局	8
	人事委員会事務局	8
	熊本市選挙管理委員会事務局	8
	中央区選挙管理委員会事務局	8

東区選挙管理委員会事務局	8
西区選挙管理委員会事務局	8
南区選挙管理委員会事務局	8
北区選挙管理委員会事務局	8
農業委員会事務局	8
8 意見	9

【定期監査（工事）】

1 監査の基準	15
2 監査の種類	15
3 監査の対象	15
4 監査の着眼点	15
5 監査の主な実施内容	15
6 監査の実施場所及び日程	15
7 監査の結果	
都市建設局	15
中央区役所	16
東区役所	16
西区役所	16
南区役所	16
北区役所	16
8 意見	16
資料1 令和5年度（2023年度）一般会計・特別会計定期監査（工事）実施対象部署	18
資料2 工事監査実施一覧表	19

(関係条文)

- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

- ・ 地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

- ・ 地方自治法第199条第9項

監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

定期監査（財務）

1 監査の基準

この監査は、熊本市監査基準（令和2年3月27日監査委員決定）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

議会局、会計総室、政策局、総務局、財政局、文化市民局、健康福祉局、こども局、環境局、経済観光局、農水局、都市建設局、都市政策研究所、中央区役所、東区役所、西区役所、南区役所、北区役所、消防局、教育委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、熊本市選挙管理委員会事務局、中央区選挙管理委員会事務局、東区選挙管理委員会事務局、西区選挙管理委員会事務局、南区選挙管理委員会事務局、北区選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局の全各課等。

小中学校等については、小学校20校、中学校8校、高等学校2校、特別支援学校1校及び専修学校1校。

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等に沿って適正に行われているか、また、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているかを着眼点として実施した。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、行政委員会等の各部署においては、令和5年（2023年）6月末日現在、市長事務部局等の各部署においては、令和5年（2023年）9月末日現在における資料の提出を求め、財務に関する事務のうち主として予算の執行状況、契約事務、財産の管理等について書類審査し、必要に応じて関係職員に質問するなどの方法で実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査対象課（室）及び監査事務局

(2) 監査の日程

・行政委員会等

令和5年（2023年）8月7日から同年9月1日まで

・市長事務部局等

令和5年（2023年）11月13日から令和6年（2024年）3月7日まで

7 監査の結果 (局別事項)

○議会局

適正に執行されているものと認められた。

○会計総室

適正に執行されているものと認められた。

○政策局

適正に執行されているものと認められた。

○総務局

適正に執行されているものと認められた。

○財政局

適正に執行されているものと認められた。

○文化市民局

適正に執行されているものと認められた。

○健康福祉局

適正に執行されているものと認められた。

○こども局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項1] 不透明な随意契約について：保育幼稚園課

保育料納入通知書等の文書を保護者へ届けるため、随意契約により「文書配布等事務委託契約」が締結されているが、次のとおり、契約額の決定過程に不透明な点が見受けられた。

令和5年度（2023年度）に配付する文書が見直され、年間配付数は前年度55,500通から25,450通に減少したが、配付文書1通の単価が前年度80円から182円に変更されたことから、契約額は444万円から463万1,900円へ増額されている。

単価の変更は配付文書1通当たりの所要時間を前年度の4分から10分に見直したことにより増額されているが、これは個人情報を含む文書であるため、受託者が内容を十分

に確認して渡すよう変更したためとのことであった。しかし、契約書に添付された仕様書は、「個人情報の流出等の事故の防止に十分注意すること」と記載されただけであり、前年度と同様であった。

契約額等の推移

	単価（円）	数量（通）	契約額（円）
令和5年度（2023年度）	182	25,450	4,631,900
令和4年度（2022年度）	80	55,500	4,440,000
令和3年度（2021年度）	80	60,000	4,800,000
令和2年度（2020年度）	80	60,500	4,840,000

単価の増額については、その理由を記した記録がなく、所管課の検討経過も不明であり、透明性に欠ける。さらに、仕様書の記載が改められていないことから、契約上、受託者が行うべき業務の内容に変更はなく、大幅な増額が妥当であるか判断できない。今後は、契約額の決定過程が不透明とならないよう十分に注意するとともに、仕様書には業務内容を適切に記載されたい。

○環境局

適正に執行されているものと認められた。

○経済観光局

適正に執行されているものと認められた。

○農水局

適正に執行されているものと認められた。

○都市建設局

適正に執行されているものと認められた。

○都市政策研究所

適正に執行されているものと認められた。

○中央区役所

適正に執行されているものと認められた。

○東区役所

適正に執行されているものと認められた。

○西区役所

適正に執行されているものと認められた。

○南区役所

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項2] 行政財産の使用に伴う共益費の不適切な減額について

：城南まちづくりセンター城南交流室

行政財産の目的外使用許可により、A団体は火の君文化センター内の一部を事務室及び倉庫として使用している。これに伴い、所管課は、熊本市財産規則（昭和39年規則第52号）第19条の2に基づき、光熱水費等及び維持保存のために通常必要とする経費（以下「共益費」という。）を算定し、請求する必要があるが、当該共益費の算定について、不適切な減額が見受けられた。

(1) 事務室31.86㎡の共益費について

事務室の共益費について、次の理由により、73.5%が減額され、年額34,408円とされていた。

①減額の理由

「A団体は、城南地域の地域文化やまちづくりの推進等地域福祉に大きく貢献する非営利団体であるため、高額な請求は団体の活動を妨げ、城南地域のまちづくり活動を衰退させることになる。また、市役所各施設に入居している他の団体と異なり、常勤の体制ではないため、不在の時間が多く、その間は占有している部分の水道光熱費はかかっていない。」ことから減額するとされていた。

②減額の算定方法

減額前の額に、利用日数及び利用時間による減額率を乗じて算定されていた。

- ・利用日数による減額率

130日（A団体の年間利用日数）／310日（年間開館日数）

- ・利用時間による減額率

8.75時間（A団体の利用時間）／13時間（開館時間）

③減額前後の比較

減額前：340円×31.86㎡×12月＝129,988円

減額後：90円×31.86㎡×12月＝34,408円

（73.5%の減額）

減額の理由の一つに、A団体が地域文化等に貢献する団体である旨を挙げているが、これを理由として共益費を減額する制度的な根拠はない。また、事務室は、常時、A団体によって占有されており、A団体の関係者が利用する日数及び時間をもつ

て、清掃、警備、設備点検等の維持保存のために通常必要とする経費（以下「維持管理経費」という。）を減額する算定に合理的な理由は見当たらない。

よって、事務室の維持管理経費に係る共益費の減額は不適切であるため、算定方法を改められたい。

(2) 倉庫6.60㎡の共益費について

倉庫に係る共益費が請求されていないが、使用用途が倉庫であっても、維持管理経費は生じることから、請求しない理由にはならないため、共益費を請求されたい。

○北区役所

適正に執行されているものと認められた。

○消防局

適正に執行されているものと認められた。

○教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

[指摘事項3] 不適切な印刷機の賃貸借契約について

：指導課（組織改編により、現学務支援課）、各学校

高橋小学校における印刷機の賃貸借契約において、次のとおり不適切な点があった。なお、同様の事案が竜南中学校でも見受けられた。

- ・ 学校長名で賃貸借契約が締結されていた。
- ・ 期間満了の1か月以上前までに別段の意思表示がない場合、有効期間は更に1年間同一条件にて更新すると定められていることから、平成30年（2018年）3月1日からの5年間とされていた契約期間が、1年延長されていた。
- ・ 機器使用料を無料とする一方、契約相手方が推奨する消耗品の購入が定められていた。

無料であっても関連する費用が見込まれる契約の締結は予算の執行に該当し、市長の権限となることから、契約は学校長名ではなく、市長名で行う必要がある。

さらに、契約の継続を前年度に確定させる規定（いわゆる自動更新規定）を含む本契約は、長期継続契約が認められている契約期間（5年間）を超過しており、債務負担行為を設定していないことから、これを締結することができない。

また、機器使用料を無料としたことは、費用を著しく下回る対価で商品を提供し、他の事業者の事業活動を困難にさせる不公正な取引方法に当たる恐れがある。

所管課は、他に本件と同様の契約がないか調査し、速やかに是正されたい。

(参照：熊本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第80号）第2条第1号、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第16条の2第1項第1号及び第16条の3第2号、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項第3号及び第19条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第149条第2号及び232条の3)

○監査事務局

適正に執行されているものと認められた。

○人事委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○熊本市選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○中央区選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○東区選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○西区選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○南区選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○北区選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

○農業委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

8 意見

○交際費の公開漏れについて：交際費事務取扱担当課

交際費については、熊本市交際費の取扱い及び公開に関する指針に基づき、支出の概要、金額、相手方等を公開することとされているが、東区役所総務企画課においては、支出があつたにもかかわらず令和5年度（2023年度）分をはじめ複数年にわたり公開されていなかった。これを受け調査を実施したところ、複数の交際費事務取扱担当課において公開漏れが判明したものである。

本件については、単なる事務処理上の疎漏と捉えるのではなく、交際費の公開が、市民と情報を共有し、市政運営の透明性を向上させるためのものであるということを認識したうえで、再発防止が図られることを望む。

○会計年度任用職員の年次有給休暇付与に関する不備について

：各課共通、制度所管課（人事課）

会計年度任用職員の年次有給休暇付与について、次のような事項が見受けられた。

・継続勤務年数誤り等による付与日数誤り

熊本市会計年度任用職員設置要綱において、会計年度任用職員に付与する年次有給休暇の日数は、別表第1の1週間の勤務日の日数及び継続勤務年数の区分に応じ同表に規定する日数と定められている。今回、継続勤務年数区分を誤ったことなどにより、年次有給休暇の付与日数を誤っているものが多く見られた。（こども政策課、児童相談所、西南部農業振興センター農業振興課、中央区まちづくりセンター大江交流室、天明まちづくりセンター天明総合出張所、城南まちづくりセンター城南交流室、南区役所保護課）

・年度中途から翌年度中途までの任用に係る付与日数誤り

年度の中途からの新規任用者で翌年度の中途に任用期間が満了し再任が見込まれないものに付与する年次有給休暇の日数は、先述の取扱いとは異なり、通算の付与日数を算出し、年度ごとに按分することとなっているが、別表第1の年度単位の日数としているものも多く見受けられた。（介護保険課、動物愛護センター、中央区土木センター総務課、北区役所区民課、植木まちづくりセンター）

・前年度付与日数以上の繰越

使用しなかった年次有給休暇は、翌年度に限り繰り越すことができるが、前年度付与日数以上の繰越がされたものも多く見受けられた。（広報課、動植物園、西南部農業振興センター農業振興課、東区役所区民課、天明まちづくりセンター天明総合出張所）

・その他付与日数誤り

任用期間延長による追加付与日数が誤っていたもの、追加付与していなかったもの、追加付与年度が誤っていたもの、諸承認願表へ付与日数の転記が誤っていたもの

の及び任命権者相違により勤務年数を誤ったことで付与日数を誤っていたものが見受けられた。(広報課、建築指導課、道路保全課、男女共同参画課、中央区役所保健こども課、南部まちづくりセンター)

担当課においては、年次有給休暇は勤務条件の中でも特に重要なものであることを認識し、要綱及びマニュアルに沿って正しく付与されるよう確認を徹底されたい。また、勤務条件通知書をはじめ、実施伺の作成などの会計年度任用職員に係る事務についても誤りのないよう注意されたい。

制度所管課である人事課においては、図表による説明を取り入れた理解しやすいマニュアルの作成、担当職員の研修など、会計年度任用職員に係る事務が円滑に行われるよう、担当課の支援に努められたい。

適切な事務処理に向けて担当課及び人事課が連携することにより、会計年度任用職員が安心して職務に取り組むことができる環境の整備が進むことを望む。

○USBメモリのデータ消去漏れ等について：各課共通

USBメモリ内のデータ管理において、次のような不備が見受けられた。

- ・データ授受媒体用のUSBメモリ管理簿（以下「管理簿」という。）上は、利用者以外の者のデータ消去の確認、Cネット情報セキュリティ責任者の利用後の確認がなされていたが、個人情報が含まれたデータが消去されていなかったもの（事業ごみ対策課、スポーツ振興課）
- ・USBメモリを利用しデータの授受を実施した際、管理簿に利用履歴を記載することなく、USBメモリを利用し、その後、データが消去されないまま保管されていたもの（秋津まちづくりセンター）
- ・USBメモリのデータが消去されることなく、保管用と記載された紙に巻かれた当該USBメモリが金庫に保管されていた。しかしながら、作成されていた管理簿は、データ保管媒体用ではなく、データ授受媒体用であったことに加え、管理簿に利用履歴が記載されておらず、面談動画等が含まれる機密性の高いデータが保存されていた。さらに、当該USBメモリは、パスワードで保護されていたものの、データとともにパスワードが保存されていたことから、容易に内容を閲覧することができる状態であったもの（東区役所福祉課）

本市の情報ネットワークシステム情報セキュリティ対策実施手順及び電磁的記録媒体管理マニュアルにおいて、電磁的記録媒体（USBメモリ等。以下同じ。）の利用に当たっては、管理簿に漏れなく記載するとともに、利用後は全てのデータを消去した状態で保管することが原則とされている。また、情報資産の保管について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものなどに該当すると判断され

る蓋然性の高い情報は、Cネット情報セキュリティ責任者の承認なく電磁的記録媒体への記録を行ってはならないとされており、それ以外の情報においても、同様の措置を講じるよう努めなければならないとされている。

このような中、データ保管媒体用の管理簿を作成することなく機密性の高い情報資産が長期保管され、あるいはデータ消去を確認したとの記載にもかかわらず、個人情報が含まれるデータが消去されないままUSBメモリが保管されていたなど極めて不適切な管理が行われていたことは看過できない。

したがって、今後、Cネット情報セキュリティ責任者は、適正な管理簿の作成及び記載並びにデータの消去を確認し、適切な事務の執行を行い、情報資産の管理の重要性を再認識され、厳重に管理されたい。

定期監査（工事）

1 監査の基準

この監査は、熊本市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 監査対象局

都市建設局、中央区役所、東区役所、西区役所、南区役所、北区役所

(2) 監査対象工事等

今回監査の対象としたものは、令和4年（2022年）10月1日から令和5年（2023年）9月30日までに契約された工事請負及び工事に類する業務委託（以下「工事等」）824件、並びに前回監査時に完了していなかった工事等である。

このうち、契約金額が大きいもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったものなどを重点的に抽出・選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる99件の工事及び業務委託について監査を実施した。

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等に沿って適正に行われているか、また、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているかを着眼点として実施した。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、工事及び委託の計画、設計、積算、契約、施工などが適正に行われているかについて書類を審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査事務局

(2) 監査の日程

令和5年（2023年）12月1日から令和6年（2024年）2月29日まで

7 監査の結果

○都市建設局

適正に執行されているものと認められた。

○中央区役所（中央区土木センター）
適正に執行されているものと認められた。

○東区役所（東区土木センター）
適正に執行されているものと認められた。

○西区役所（西区土木センター）
適正に執行されているものと認められた。

○南区役所（南区土木センター）
適正に執行されているものと認められた。

○北区役所（北区土木センター）
適正に執行されているものと認められた。

8 意見

○発注時に必要な図面が作成されていなかったことについて

：南区土木センター維持課

工 事 名 準用河川天明新川護岸改修工事

工事期間 令和5年（2023年）2月8日から同年3月17日まで

天明新川を適正に維持管理するため、護岸天端の雑草の繁茂を防ぐために厚さ10cmの張コンクリートを施工する工事である。

本工事は施工内容が単純であったため、張コンクリートの面積及び厚みを内訳書で表現したのみで、必要な展開図や断面図といった図面を作成しないまま、口頭による現場説明で施工していた。

本市の「熊本市小規模工事及び小規模業務委託に関する取扱要領（以下「取扱要領」という。）」には、「工事発注の際には仕様書、設計書及び図面その他の書類を作成すること」と規定されており、単純な工事といえども発注に際して図面の作成は省略できない。図面は構造物の寸法や材料の規格など発注者が求める品質を表現することで、受注者に設計意図を伝える重要な設計図書であり、竣工検査においては完成した工事対象物の形状や規格等が設計どおりであることを確認するのに必要なものである。

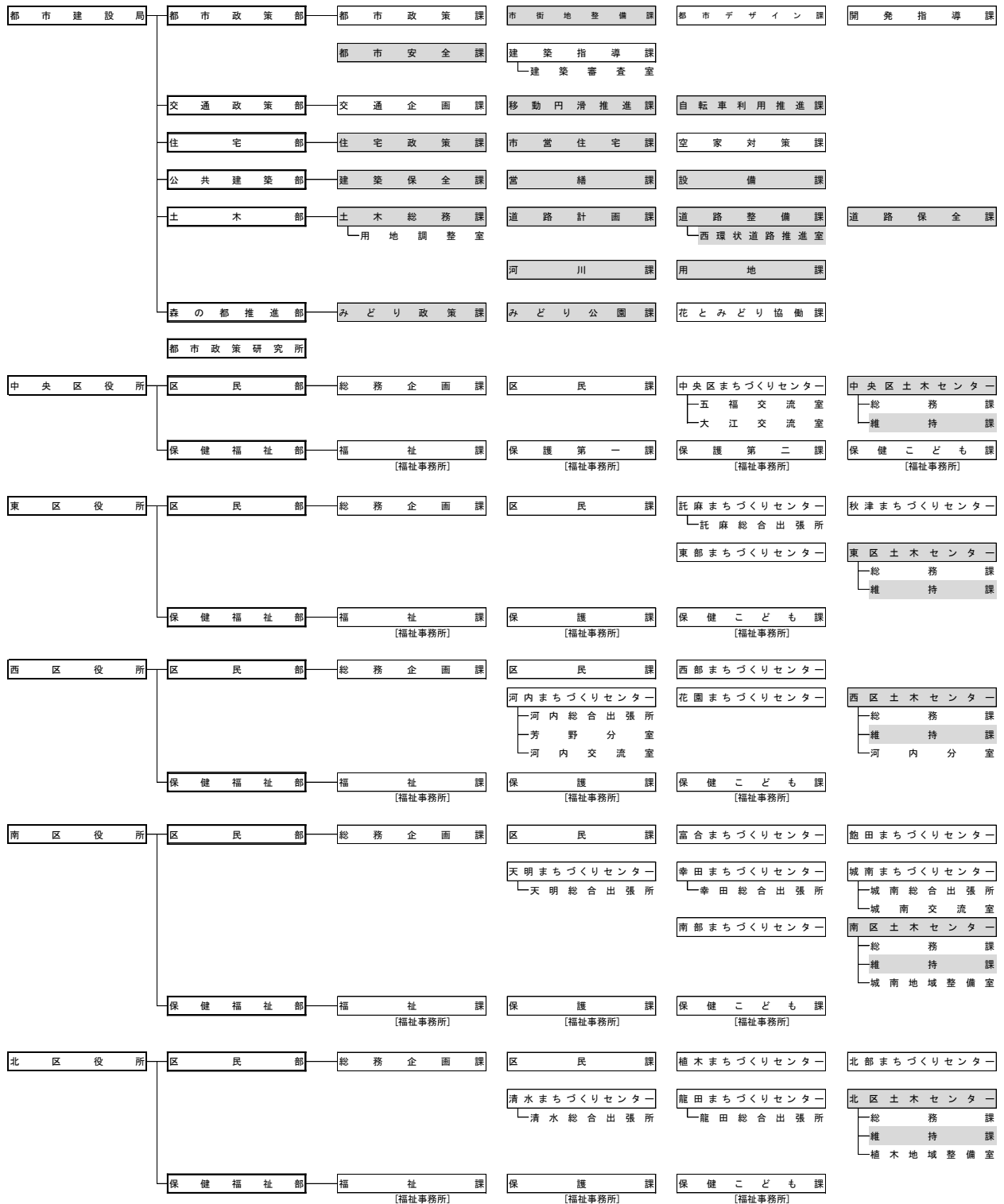
以上の理由から工事発注課においては、本工事のような事例がないか確認するとともに、発注に際しては取扱要領を遵守し、図面を含む設計図書の作成を徹底するなど、

適正な工事発注に努められたい。

資料 1

令和5年度(2023年度)一般会計・特別会計定期監査(工事)実施対象部署

対象部署



資料 2

工事監査実施一覧表

都市建設局

No	課 名	工 事 (業務) 名	契 約 金 額 単位 : 円
1	市街地整備課	平田町雨水調整ゲート改修工事	3,740,000
2	都市安全課	熊本市宅地液状化防止事業(近見地区)⑥地区における排水対策施設補修工事	1,210,000
3	都市安全課	熊本市宅地液状化防止事業(近見地区)舗装等復旧工事(⑧地区)【総合評価方式】	32,720,845
4	移動円滑推進課	保田窪本町道路側溝改築工事(その2)【総合評価方式】	31,593,883
5	移動円滑推進課	商業高校前電停及び健軍校前電停改良に伴う修正設計業務委託	6,435,000
6	住宅政策課	帯山第二団地解体工事に伴う周辺建物等事後調査業務委託	23,375,568
7	市営住宅課	下南部団地 1C-1 棟外 1 棟外壁その他改修工事【総合評価方式】	153,342,200
8	市営住宅課	上ノ窪団地 1C-1 棟外 1 棟給水ポンプ取替工事	2,486,000
9	市営住宅課	野越団地 1C-1 棟外風呂設備新設工事	10,266,300
10	市営住宅課	長嶺団地外 1 団地給水ポンプ取替工事	2,252,140
11	市営住宅課	月出西団地給水ポンプ制御盤取替工事	2,420,000
12	市営住宅課	楠第二団地 1C-2 棟屋上防水改修工事	13,736,250
13	市営住宅課	東町団地 2C-1 棟外風呂設備新設工事	13,729,100
14	市営住宅課	尾ノ上団地 2C-1 棟外 1 棟外壁その他改修工事【総合評価方式】	110,220,000
15	市営住宅課	井芹団地 4 棟駐車場整備工事	2,486,000
16	市営住宅課	東町桜団地 1C-1 棟外 7 棟外壁その他改修設計業務委託	12,138,500

17	市営住宅課	春日団地屋上防水その他改修設計業務委託	3,176,800
18	市営住宅課	江原団地フェンス設置工事	1,980,000
19	建築保全課	小泉八雲旧居給水管改修工事	4,334,000
20	建築保全課	熊本博物館外 57 施設防火設備等定期点検業務委託【技術要件設定型】	14,069,000
21	建築保全課	南部まちづくりセンター外 13 施設高所排煙窓等定期点検整備業務委託	4,730,000
22	建築保全課	旧松尾東小学校外 1 施設外壁定期的診断業務委託	3,949,000
23	建築保全課	熊本博物館外 9 施設定期点検業務委託【点検業務】	4,250,400
24	営繕課	夏目漱石大江旧居トイレ改修その他設計業務委託	2,013,000
25	営繕課	若葉小学校外 1 箇所給食室屋根改修工事	13,588,844
26	営繕課	新地団地 C 棟外 4 棟屋上防水改修工事【総合評価方式】	134,728,000
27	営繕課	富合雁回館アリーナ屋根柱脚改修設計業務委託	1,848,000
28	営繕課	(長寿命化)北消防署清水出張所外壁その他改修工事【余裕工期あり】	25,373,660
29	営繕課	(長寿命化)水前寺競技場改修工事【総合評価方式】	160,638,750
30	営繕課	(長寿命化)天明まちづくりセンター屋上防水改修工事【総合評価方式】【余裕工期あり】	55,682,000
31	営繕課	小峯営業所第一整備作業所耐震その他改修工事【総合評価方式】	77,055,000
32	営繕課	熊本市植木地域農産物の駅(道の駅「すいかの里植木」)売り場棟建設工事【総合評価方式】	38,280,000
33	営繕課	一般県道 砂原四方寄線(池上工区)トンネル電気室その他建設工事(その 2)【総合評価方式】	132,220,000
34	営繕課	熊本市男女共同参画センターはあもにい特定天井改修設計業務委託	4,730,000
35	営繕課	上熊本車両基地塗装場増築その他工事	30,184,000

36	営繕課	国指定史跡熊本藩川尻米蔵跡トイレ建設工事(その2)	13,831,346
37	営繕課	手取本町地下道改修工事【総合評価方式】	133,100,000
38	営繕課	井芹共同調理場床その他改修工事【余裕工期あり】	14,168,000
39	営繕課	植木総合スポーツセンター体育館解体工事(その2) 【総合評価方式】	97,159,480
40	営繕課	小島河川防災センター改修設計業務委託	3,564,000
41	営繕課	植木火葬場建設実施その他設計業務委託	17,545,000
42	営繕課	(仮称)北区芝生広場バリアフリートイレ外1施設建設 その他工事	29,529,500
43	営繕課	(長寿命化他)後藤是山記念館外壁左官その他改修工 事(その3)	11,880,000
44	設備課	(長寿命化)くまもと工芸会館空調設備改修設計業務 委託	2,101,000
45	設備課	水前寺江津湖公園(出水地区)照明施設改修工事	23,899,676
46	設備課	(長寿命化)龍田まちづくりセンター電力幹線その他 設備改修設計業務委託	4,587,000
47	設備課	(長寿命化)熊本市総合体育館・青年会館吸収式冷温 水発生機改修工事【総合評価方式】【余裕工期あ り】	93,247,000
48	設備課	健軍文化ホール監視カメラ設備改修工事	11,880,000
49	設備課	清水小学校運動場夜間照明施設改修工事	26,895,000
50	設備課	熊本市植木地域農産物の駅(道の駅「すいかの里 植 木」)売り場棟建設電気設備工事(その2)	6,600,000
51	設備課	北部公園運動施設夜間照明施設改修工事【総合評価 方式】	49,940,000
52	設備課	(長寿命化)後藤是山記念館空調設備その他改修工事 【余裕工期あり】	11,748,000
53	設備課	田底保育園本管引込改修工事	4,398,900
54	設備課	(長寿命化)北消防署清水出張所空調設備その他改修 工事	13,706,000

55	設備課	熊本競輪場選手宿舎機械その他設備改修工事【総合評価方式】【余裕工期あり】	123,310,000
56	設備課	植木健康福祉センター屋外給水設備改修工事【余裕工期あり】	6,731,711
57	設備課	熊本市役所本庁舎受変電設備その他改修実施設計業務委託【技術要件設定型】	21,670,000
58	道路整備課	都市計画道路 花園上熊本線(1工区)道路改良工事(その1)【総合評価方式】	119,148,363
59	道路整備課	市道 春日2丁目世安町第1号線外1路線道路改良工事【総合評価方式】	39,628,329
60	道路整備課	一般県道 小天下硯川線外1路線道路改良工事【総合評価方式】	58,797,157
61	道路整備課	一般県道 天明川尻線(古新地橋)橋梁詳細設計業務委託【技術要件設定型】	15,813,873
62	道路整備課	一般県道 砂原四方寄線(砂原工区)池上地区本線橋橋梁予備設計業務委託【技術要件設定型】	19,875,922
63	道路整備課	都市計画道路 花園上熊本線(3工区)トンネル照明設備工事【総合評価方式】	56,100,000
64	道路保全課	(長寿命化)市道 奥古閑町第2号線(屋敷第1号橋)上部工架替外工事	13,696,283
65	道路保全課	主要地方道 宇土甲佐線(塚原工区)歩道新設工事【総合評価方式】	75,893,687
66	道路保全課	(長寿命化)市道 本荘3丁目南熊本2丁目第1号線(瀬口橋)外1橋橋梁補修工事	35,822,118
67	道路保全課	(長寿命化)市道 萩原町出水2丁目第1号線(砂取橋)外2橋橋梁補修工事	22,860,484
68	道路保全課	熊本市橋梁点検・診断業務委託(北区管内)【技術要件設定型】	21,209,510
69	道路保全課	熊本市橋梁点検・診断業務委託(南区城南町管内)【技術要件設定型】	12,116,559
70	道路保全課	路面性状調査等業務委託【技術要件設定型】	20,900,000
71	道路保全課	一般県道 砂原四方寄線(池上工区)受変電設備工事【総合評価方式】	187,000,000
72	道路保全課	市道 二本木2丁目新大江1丁目第1号線(二本木工区)照明灯設置工事【総合評価方式】	33,781,744
73	道路保全課	一般県道 砂原四方寄線(池上工区)2号トンネル排煙設備工事【技術要件設定型】【余裕工期あり】	102,300,000

74	河川課	準用河川旧天明新川木部橋迂回路設置工事【総合評価方式】	68,928,070
75	河川課	鶯川改修工事(鶯3号橋架替(下部工))【総合評価方式】	142,147,607
76	河川課	木部川第6排水区外流下方向調査業務委託	11,540,739

中央区役所

77	中央区土木センター維持課	市道 新屋敷1丁目第8号線外安全施設(ハンフ等)設置工事	7,498,251
78	中央区土木センター維持課	主要地方道 熊本高森線(大江5丁目工区)舗装補修工事【総合評価方式】	36,742,684
79	中央区土木センター維持課	市道 城東町第3号線(オクス通り)街路樹剪定等維持管理業務委託	8,800,000
80	中央区土木センター維持課	大江地区外3箇所内水排除用仮設ポンプ設置等業務委託	3,542,000
81	中央区土木センター維持課	主要地方道熊本高森線照明灯維持工事(その1)	1,793,000

東区役所

82	東区土木センター維持課	市道 所島第6号線道路改良工事	4,769,484
83	東区土木センター維持課	市道 東町第6号線外2路線交通安全施設(ハンフ)設置工事【総合評価方式】	42,202,860
84	東区土木センター維持課	一般県道 瀬田熊本線(鹿帰瀬工区)舗装補修工事【総合評価方式】	42,220,427
85	東区土木センター維持課	市道 戸島町第14号線外6路線交通安全施設(照明灯)設置工事	1,210,000

西区役所

86	西区土木センター維持課	市道 河内町野出第1号線ほか1路線道路改良工事【総合評価方式】	52,994,405
87	西区土木センター維持課	谷尾崎町外1排水路改良工事	3,835,318

88	西区土木センター 維持課	準用河川前川護岸改修工事(その2)	18,922,788
89	西区土木センター 維持課	西区道路照明灯維持管理工事(単価契約)(その2)	809,178

南区役所

90	南区土木センター 維持課	市道 平田町近見町第2号線道路改良工事【総合評価方式】	30,381,906
91	南区土木センター 維持課	菰江法定外道路改良工事	9,807,638
92	南区土木センター 維持課	市道 鰯瀬第1号線(北口橋)仮橋設置工事(その1)	18,598,850
93	南区土木センター 維持課	準用河川天明新川護岸改修工事	2,453,000
94	南区土木センター 維持課	準用河川旧天明新川堤防嵩上工事	1,498,200
95	南区土木センター 維持課	市道 上杉第6号線外5路線照明灯設置工事	2,489,300

北区役所

96	北区土木センター 維持課	市道 平原米塚第1号線道路復旧工事【総合評価方式】	34,897,437
97	北区土木センター 維持課	正清地区排水路改良工事	3,732,778
98	北区土木センター 維持課	市道 上古閑大和第1号線法面復旧工事	33,948,818
99	北区土木センター 維持課	一般県道 砂原四方寄線(下硯川町工区)道路情報板移設工事(その2)【余裕工期あり】	9,790,000

